

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（標準的手法を採用する労働金庫及び労働金庫連合会に係る経過措置）

第二条 この告示による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第二項（新開示告示第
四條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和四年
金 融 庁 告 示 第 ●● 号（以下「改正告示」という。） 附則第●条第一項の規定
厚生労働省
の適用によりなお従前の例により、自己資本比率改正告示の規定による改正後の
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づ
き、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実
の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新自己資本比率告示」

という。) 第二条に規定する連結自己資本比率をいう。) 及び新自己資本比率告示第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。) を算出する者については、なお従前の例による。

(労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新開示告示第二条第三項第三号、第六号の二及び第六号の三の規定、同条第四項第一号、第二号、第五号から第五号の三まで及び第九号から第十一号まで(これらの規定を新開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。)の規定並びに新開示告示第二条第六項(新開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。)に規定する別紙様式第一号の三は、この告示の適用の日(前条第一項に規定する者にあつては、令和六年三月三十一日。以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了

した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示第三条第三項第四号、第七号の二及び第七号の三、同条第四項第二号、第三号、第六号から第六号の三まで及び第十号から第十二号まで（これらの規定を新開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第三条第六項（新開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の三は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 3 新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第一号、第二号、第五号から第五号の三号まで及び第九号から第十一号までの規定並びに新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第二条第六項に規定する別紙様式第一号の三は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成につ

いては、なお従前の例による。

4 新開示告示第四条第二項において読み替えて準用する新開示告示第三条第四項
第二号、第三号、第六号から第六号の三まで及び第十号から第十二号までの規定
並びに新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新開示告示第三条第
六項に規定する別紙様式第一号の三は、適用日以後に終了する半期に係る説明書
類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成につい
ては、なお従前の例による。